

松本市公告第389号

松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条第3項の規定により、松本市勤労者福祉センターの指定管理者を、次のとおり指定します。

令和6年12月19日

松本市長 臥雲 義尚



- 1 管理を行わせる施設の名称及び位置
松本市勤労者福祉センター
松本市中央4丁目7番26号
- 2 指定管理者に指定するもの
静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号
静岡ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで